新潟県報道資料

新潟県

令和４年３月 24 日
防災局防災企画課

# 福島県沖を震源とする地震により、被害を受けている福島県新地町に対して、「チームにいがた」を派遣します。

福島県沖を震源とする地震により、被害を受けている福島県新地町に対して、住家被害認定調査を支援するため、県内市町村と県の職員による「チームにいがた」を編成し、下記のとおり派遣します。

記

１　派 遣 先　　福島県相馬郡新地町

２　支援用務　　住家被害認定調査

３　派遣する職員
以下のとおり職員を派遣します。（予定）

(1) 第１クール（３月 26 日～３月 30 日）
新潟市５人、長岡市２人、三条市１人、柏崎市１人、新発田市１人、
小千谷市１人、加茂市１人、十日町市２人、見附市２人、村上市２人、
糸魚川市２人、五泉市１人、上越市２人、佐渡市１人、魚沼市２人、
関川村１人､県３人　計 30 人

(2) 第２クール（３月 30 日～４月３日）
新潟市５人、長岡市２人、柏崎市１人、十日町市２人、村上市２人、
燕市１人、糸魚川市２人、五泉市１人、上越市２人、阿賀野市２人、
佐渡市１人、聖籠町２人、湯沢町１人、関川村１人、県５人　計 30 人

(3) 第３クール（４月３日～４月７日）
新潟市５人、柏崎市２人、加茂市１人、見附市２人、村上市２人、
燕市１人、五泉市１人、上越市２人、胎内市２人、県９人　計 27 人

４　その他

(1) 上記派遣職員とは別に、調査業務のマネジメントを行う事務局要員として、全クールにおいて、県の職員を２～５人派遣します。

(2)　今回の派遣は各市町村等からそれぞれ直接現地に向かっていただくこととしているため、派遣に係る出発式等は、県では行いません。

【問合せ先】
担当：防災企画課参事（課長補佐）　小川
電話：025-282-1602　(内線)6411